



広報

# こしがら

12月1日

昭和52年(1977) No.558

編集

越谷市役所企画部広報課

昭和52年8月5日第三種郵便物認可  
毎月2回(1日・15日発行)



## 郷土民芸品 ダルマづくり急ピッチ

初冬の日ざしを受けて、農家の庭先では、いま正月の縁起物ダルマづくりに追われています。農家の副業として昔から残る郷土民芸品「張り子ダルマ」は、現在市内で10軒ほどの農家でつくられています。作り方はいまも昔と変らぬ手づくり作業。木型に分厚いはり紙をつけ、天日で乾かして和紙を張り、白い地塗り、朱塗りの仕上げへと続き、腹には「福」や「必勝」の金文字がおどりと4～5日で出来上ります。縁起物は不景気の年ほどよく売れるといわれているだけに、農家ではダルマ量産へネゴの手も借りたいほどの忙しい毎日です。(市内船渡の松崎さん方)



### 越谷市の人口

(昭和52年11月1日現在)  
住民基本台帳

総人口	20万6456人	493人増
男	10万4151人	229人増
女	10万2305人	264人増
世帯数	5万9181世帯	143世帯増

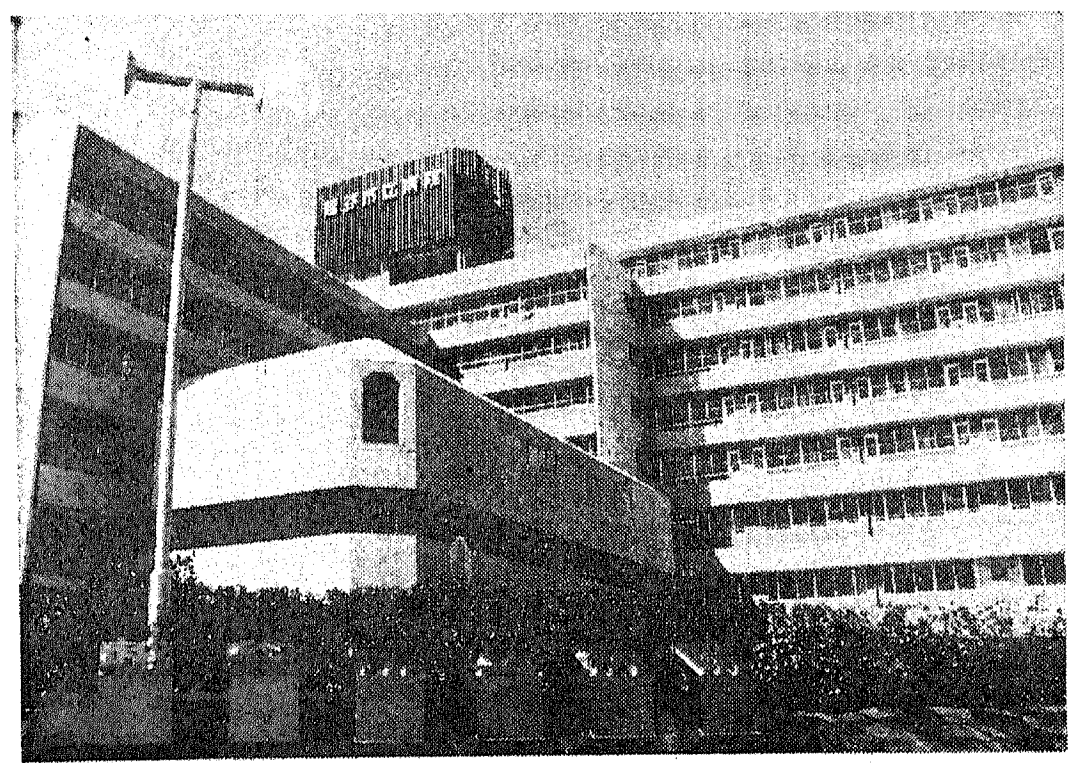
□ 毎年十一月下旬頃になると、市内小学校の三年生が社会の勉強で、市役所を見学に訪れます。「生き生きとした顔で何でも見てやろう」という意欲と活気に満ち、各課所を見学しています。終ると汗舎裏の中手で休憩し自然に親しんでいる光景は、本当のびのびとして、健康を明るく子どもたちでいっぱいです。

□ 河川や道路を清潔にと、定例的に清掃を続けてきた出羽地区新川町自治会は、このたび長崎市において行われた全国環境衛生大会で、昭和五十二年度環境衛生改善模範地区として厚生大臣から表彰されました。当自治会は、永い間、地域ぐるみで積極的に浄化運動を展開し、清潔で住みよい生活環境と「ミニミニ」の功績が認められたものです。

□ お年寄りの社会参加の道を開き、生きがい高めるため、九月二十六日から六回にわたって開催された第一回越谷市老人大学は、十一月二十日をもって閉講しました。この日は老人大学の最終日にあわせ、浪曲師の三門博師匠を招き「浪曲と人生」について、浪曲の中に出てくる人物の心理を中心に人生観を講義した後、四〇分ばかり浪曲を語り、二回以上出席された西方在住の藤井幸市(八十五歳)さん他一四八名の方々に学長(越谷市長)から卒業証書が渡されました。

### 編集雑感





▲ 特設の市立病院は昭和50年1月にオープン。この病院によせる市民の期待は大きい。ご協力ありがとうございました

# 医療体制

## 第8回世論調査の

### 教育・住宅問題に頭を痛める

【問】あなたが今、一番家庭内で頭を痛めている問題は何ですか

1. 教育問題	17.9%	8. 老人問題	2.5%
2. 住宅問題	13.5%	9. 医療問題	2.0%
3. 結婚問題	12.7%	10. 夫婦問題	0.5%
4. 健康問題	8.4%	11. その他	3.6%
5. 仕事の問題	5.3%	12. 知らない	23.5%
6. 子どもの問題	5.2%	13. 無回答	1.7%
7. 結婚問題	3.2%		

○家内での問題は、年齢とともに、その問題の要素が多種多様に变化してきていますが、特に30代から40代にかけては、子供の教育問題が最も大きな比重を占めています。

○住宅問題は、20代から30代にかけて高くなっていますが、これらの人は30代以降の人に比べて、借家、アパート等へ入居している人が多く、家の増築や建て替えを進めて持家を求めていく問題がこの年齢層では強いものと思われる。

### 約8割の人が越谷に住みたい

【問】あなたは現在の住居地をどのように考えていますか

1. 現在の住居地に永住する考え……34.9%
2. 当分は現在地で生活するつもり……34.8%
3. 古くなったためか、狭くなったためか、建替や増築を考えた……6.0%
4. 仕事の関係でいつか移転するかわからない……6.5%
5. いずれ近いうち(5年以内)に持家を求めて移転するつもり……8.0%
6. いずれ近いうち(5年以内)に持家を求めて移転するつもり……3.8%
7. 生活環境が悪いので移転を考えた……3.4%
8. もっと生活しやすい借家、アパートへ移転を考えた……2.0%
9. その他……1.7%
10. 無回答……0.2%

○「現在の住居地に永住する考え」、「当分は現在地で生活するつもり」の人は全体の69.7%を占め、これに「古くなったためか、狭くなったためか、建替や増築を考えた」を加え76.6%となり、これらの人は現在地に定着する意識が大きいといえます。

○定着する場合は、借家別と深い関係があり、借家、アパート、社宅、寮などに入居している人は、移転する可能性が低いといえます。特に、「いずれ近いうち(5年以内)に持家を求めて移転するつもり」は、借家、アパート、寮などに入居している人の5人に1人が考えており、その年齢も25歳から29歳の層に多くなっています。

○また、一般に年齢が高くなるに従って定着の意識も高い数値を示しており、20歳代で約50%、それ以降の年代では90%の人が永住等を考えています。

### 10人に7人は市外に職場を持つ

【問】あなたの世帯の生活収入中心者の職場はどこにありますか

市外	72.0%
市内	27.5%
無回答	0.5%

○世帯の生活収入中心者の職場は、都内にある人が最も多く2人に1人となっています。これは、県内、その他を入れると約7割の人が市外に職場を持っていることとなります。

○越谷市に12年以上(昭和40年以前から居住する人)住んでいる人では、市内に職場を持つ人が都内に職場を持つ人よりも多くなっていますが、在住期間が12年未満(昭和40年以降の移住者)の人では、都内に職場を持つ人が過半数を占めています。

○これは、市内に多数の雇用を必要とする職場が少なく、農業や商業等の個人業、それに公務員、サービス業、中小企業等に限定されること。加えて近年、都心まで1時間圏で通勤できるという立地条件から、都内に職場を持つ人が急激に増加して来たためといえます。



▲ 今も渡る水郷越谷の風景。(増穂地区)

### 越谷の故郷(ふるさと)イメージは「水郷のまち」

【問】市内で生まれ育つ子供達にとって、故郷は越谷になりますが、あなたは、この子供達の心に、故郷としてどのようなことが思い出になると思いますか

1. 河川など自然にめぐまれた水郷のまち……33.9%
2. 住宅地として住みやすいまち……17.2%
3. 都市化され、広みちみちのまち……14.6%
4. スポーツ・レクリエーションのさかんなまち……7.1%
5. 祭りや、旧い行事が盛んに行われているまち……4.7%
6. 地域のゆかりや活動が盛んに行われているまち……3.0%
7. 商業地帯として活発なまち……1.0%
8. その他……16.2%
9. 無回答……2.4%

○越谷市の故郷(ふるさと)イメージとしては、「河川など自然にめぐまれた水郷のまち」(33.9%)をあげる人が3人に1人となっており最も多い。次いで、「住宅地として住みやすいまち」(17.2%)、「都市化され、広みちみちのまち」(14.6%)となっている。また、全体的にスポーツ・レクリエーション施設が充実しているイメージが強い。また、「水郷のまち」(33.9%)をあげる人も少なくなく、市民生活に根ざしたスポーツ・レクリエーション施設が充実しているイメージが強い。

○しかし、これらは地区の条件によって異なり、市街地の多い地区と田舎の多い地区の違いや、河川が流れているかいないかによっても違いが出ています。「水郷のまち」イメージは、どの地区でも最も高い数値を示していますが、特に、増穂、狭間、新方、北越谷、大相模では高い数値がでています。また、「住宅地として住みやすい」地区は、北越谷、大相模、浦生、越谷谷で高い数値を示しています。その反面、大相模、浦生、越谷谷では、「都市化され、広みちみちのまち」としてのイメージも同等に高い数値を示しています。

## 市政全般について特につよく望む施策

昭和45年度 第1回世論調査	47年度 第3回世論調査	49年度 第5回世論調査	51年度 第7回世論調査	52年度 第8回世論調査
総人口13万1887人 (同年4月1日現在)	総人口15万9931人	総人口18万1822人	総人口19万7087人	総人口20万2857人
1 市立病院建設 17.7%	1 市立病院建設 15.9%	1 下水道の整備 15.2%	1 下水道の整備 14.9%	1 医療体制の充実 13.5%
2 道路の整備 17.6%	2 下水道の整備 9.8%	2 市立病院の早期開院 13.9%	2 医療体制の充実 11.9%	2 下水道の整備 13.1%
3 下水道の整備 14.2%	3 交通安全対策 9.0%	3 道路の整備 10.9%	3 道路の整備 8.2%	3 道路の整備 7.1%
4 公園緑地の整備 4.7%	4 農業用水路と排水路の分離 6.7%	4 公園緑地の整備 4.5%	4 交通機関対策 5.3%	4 公園緑地の整備 4.8%
5 越谷駅前広場の整備 4.3%	5 道路の整備 5.6%	5 老人福祉対策 3.5%	5 河川の浄化 4.8%	5 高校・大学の誘致 4.4%
6 交通安全対策の強化 4.2%	6 老人福祉対策 5.5%	6 交通機関対策 3.2%	6 公園緑地の整備 4.1%	6 大規模(アパート等)の誘致 3.9%
7 教育施設の整備 3.9%	7 社会福祉対策 4.3%	7 公害対策 2.7%	7 学校教育施設の整備 3.7%	7 河川の浄化 3.5%
8 公害対策 3.8%	8 消費者対策 4.0%	8 ごみ処理の充実 2.5%	8 ごみ処理の充実 3.4%	8 各駅周辺の整備 3.3%
9 農業用水路と排水路の分離 3.0%	9 保健衛生対策 3.9%	9 住宅対策 2.5%	9 農業用水路と排水路の分離 3.4%	9 交通安全対策 3.1%
10 公営住宅の建設 2.4%	10 公園緑地の整備 3.4%	10 農業用水路と排水路の分離 2.5%	10 スポーツ・レクリエーション施設の充実 2.8%	10 老人福祉の充実 2.5%
				10 交通機関対策 2.5%

# の充実を望む声トツプ

## 結果がまとまりました

【問】あなたの世帯の生活収入中心者は、その職場まで、片道どのくらいかかりますか

0分(自宅など)	11.8%
5分以内	2.9%
5分~15分	8.3%
15分~30分	9.6%
30分~1時間	23.8%
1時間~1時間30分	31.1%
1時間30分~2時間	7.2%
2時間~2時間30分	1.0%
2時間30分以上	0.2%
その他	2.3%
無回答	1.8%

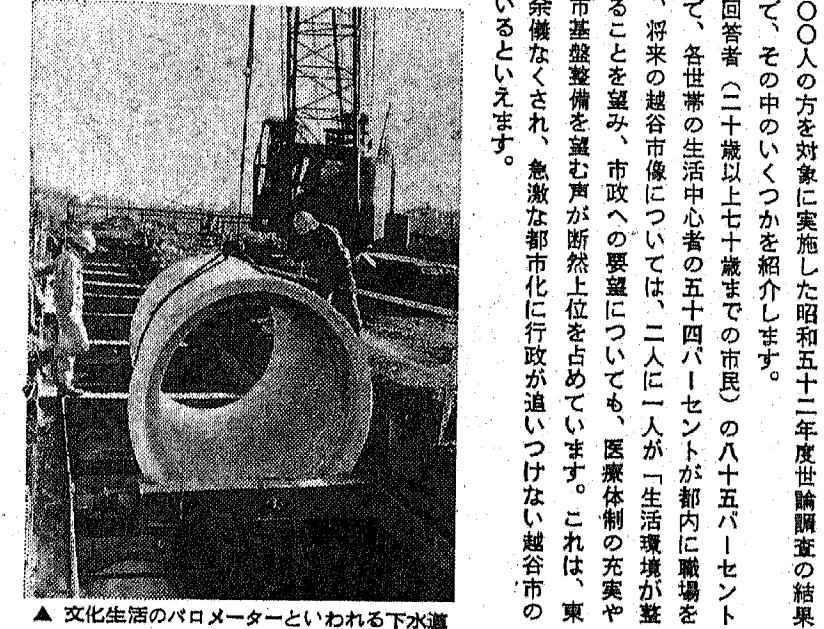
【問】あなたの世帯の生活収入中心者は、その職場まで、片道どのくらいかかりますか

都内への通勤時間は平均で片道約1時間10分

○各自宅から職場まで通勤する人は、全体の84%ですが、このうち通勤時間が30分から1時間30分のところに集中しており、この通勤時間内に54.9%の人が該当しています。

○通勤時間は一般に職場との距離に関係があり、市内に職場を持つ人は5分から15分が中心となっています。また、県内では15分から1時間が多く、県外でも越谷市に比較的近くに職場があると推定できます。

○都内へは、全体の54.0%の人が通勤していますが、これらの人の平均通勤時間は職場まで片道約1時間10分かかっています。



▲ 文化生活的パラメーターといわれる下水道の整備を望む声もあきらかです。

### 「生活環境が整った住宅都市」を希望

【問】あなたは、これからの越谷市がどのようなまちになることを望んでいますか

1. 生活環境が整った住宅都市……52.2%
2. 福祉のゆきといた都市……17.7%
3. 農業と商工業を軸とした都市……10.2%
4. 教育と文化を軸とした都市……8.9%
5. 商店街に活気のある商業都市……4.8%
6. 工業の発展した産業都市……1.7%
7. その他……1.3%
8. わからない……2.9%
9. 無回答……0.3%

○将来の越谷市像としては、「生活環境が整った住宅都市」が52.2%と最も多く、次いで、「福祉のゆきといた都市」(17.7%)、「田舎都市」(10.2%)、「文教都市」(8.9%)等の順となっており、「商業都市」や「工業都市」への発展を望む人は合わせても6.5%と低くなっています。

○現在地の生活理由(別表)とクロス分析すると、旧くから住んでいる人は住宅都市への希望の比率が他項目より高く、その分「農業と商工業を軸とした都市」等の割合が低い。この層の人は、旧くから農業や商業を営む人が多く含まれているためと考えられます。

○また、クロス分析の中で、「住宅地として生活しやすいから」と答えた人の9割近い人は持家で、そのほとんどが市外からの転入者となっており、「住宅都市」を望む傾向が顕著に高くなっています。さらに、個々の生活理由を「福祉のゆきといた都市」への希望も高くなっています。

○このことは、基本項目別別表から見て、持家の人が72.6%で、そのうち5年以内に新しくマイホームを建てた人が31.4%ということから、「住宅都市」を望む理由は当然高い数値を示すといえます。また、回答者の85%は市外からの転入者で、在住期間も約半数(51.4%)が7年未満の人であることから高い数値に結びついていると思われる。

### 日常の買物は寄合店や小・中スーパーで44.1%

【問】あなたの家庭では、食料品や雑貨など日常の買物は主にどこでしますか

1. 寄合店や小・中スーパー……44.1%
2. 大型スーパー(西友、イトーヨーカ堂)……31.7%
3. 商店街の中の店(小売店)……12.8%
4. 個別の店(小売店)……10.2%
5. デパート……0.1%
6. その他……0.7%
7. 無回答……0.4%

【問】あなたが「買物する場合、何が一番不満に感じますか

1. 物価が高くなったこと……47.8%
2. 買物の場所まで遠い……16.8%
3. 商店街や店内の商品が少ない……9.3%
4. 歩道がなく安全に買物ができない……6.9%
5. 夜の閉店時間が早い……6.6%
6. 現状のままで満足している……4.4%
7. 自転車駐車場や駐車が難しい……3.5%
8. 店のサービスが悪い……2.6%
9. 店に楽しく買物できる雰囲気がない……1.8%
10. その他……2.1%
11. 無回答……0.5%

○日常の買物は、「寄合店や小・中スーパー」が44.1%と一番高い。次いで「大型スーパー(西友、イトーヨーカ堂)」が31.7%となっています。また、一般的に「商店街の中の店」や「個別の店」で買物をする人は、市内に旧くから生活している人ほど傾向を示し、新しい層「小・中スーパー」や「大型スーパー」で買物をするという傾向がでてきます。

○買物をする商店街として区分(別表)すると、「越谷駅前商店街」が28.9%で、以下「衛生中央通り商店街」15.2%、「大規模周辺商店街」13.0%と、この3つの商店街で全体の56.9%になります。

○大型スーパーが占める商店街は、「越谷駅前商店街」と「せんげん台駅前商店街」にあり、この2つの商店街において買物客の8割を吸収しています。

○また、「衛生中央通り商店街」と「大規模周辺商店街」の中心は、寄合店や小・中スーパーであり、この商店街の買物客の7割を吸収しています。



▲ 日常の買物はほとんど市内ですませている。

## 市政全般について特につよく望む施策

### 医療体制の充実と 下水道・道路整備を望む

— 追跡調査の結果から —

調査はこうして行いました

対象となつた方……市内に居住する満20歳以上70歳未満の方を、住民基本台帳から5000人を無作為に抽出する

調査方法……郵送法

調査時期……52年7月25日から8月6日まで

有効回収数……3223人

回収率……68.4パーセント

《回答者の構成》

- ▷ 性別 男=48.7% 女=51.3%
- ▷ 年齢別 20~24歳=6.4% 25~29歳=14.5%
- 30~34歳=17.4% 35~39歳=18.5% 40~44歳=14.7%
- 45~49歳=9.0% 50~54歳=5.7% 55~59歳=4.2%
- 60~64歳=3.8% 65~69歳=2.8%
- ▷ 在住期間別 生れた時から=11.0%
- 昭和40年以前=18.0% 昭和41~44年=19.6%
- 昭和45~48年=25.6% 昭和49年以降=25.8%

○しかし、各層別の希望の比率を比較すると、市内に旧くから住んでいる人ほど「生活環境が整った住宅都市」を望む傾向が顕著に高くなっています。また、回答者の85%は市外からの転入者で、在住期間も約半数(51.4%)が7年未満の人であることから高い数値に結びついていると思われる。

○「生活環境が整った住宅都市」を望む理由は、旧くから住んでいる人は住宅都市への希望の比率が他項目より高く、その分「農業と商工業を軸とした都市」等の割合が低い。この層の人は、旧くから農業や商業を営む人が多く含まれているためと考えられます。

○また、クロス分析の中で、「住宅地として生活しやすいから」と答えた人の9割近い人は持家で、そのほとんどが市外からの転入者となっており、「住宅都市」を望む傾向が顕著に高くなっています。さらに、個々の生活理由を「福祉のゆきといた都市」への希望も高くなっています。

○このことは、基本項目別別表から見て、持家の人が72.6%で、そのうち5年以内に新しくマイホームを建てた人が31.4%ということから、「住宅都市」を望む理由は当然高い数値を示すといえます。また、回答者の85%は市外からの転入者で、在住期間も約半数(51.4%)が7年未満の人であることから高い数値に結びついていると思われる。



### にぎやかに七五三

快晴に恵まれた11月15日、子どもの成長を祝う七五三の行事が各地で催されました。越谷久伊豆神社にも朝早くから行列が続き、境内のあちこちで子どもの掛け声や、カメラを構えるお父さん、お母さんが見られ、楽しみにぎやかな七五三の日でした。



手づくりのペンダントや干支あめを贈られて大喜びの子どもたち。(あけぼの学園)



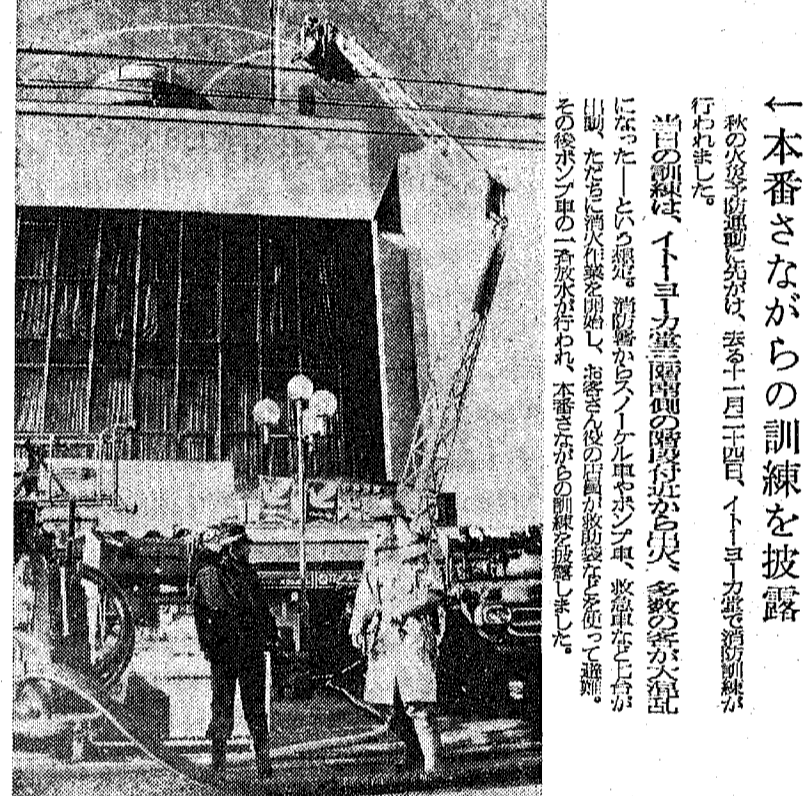
### ↑街の美化は街の玄関口から… 越谷北ロータリークラブが駅前清掃奉仕

去る10月16日早朝、越谷北ロータリークラブでは、毎月第3水曜日に実施している駅前清掃奉仕を行いました。この奉仕は、市民の多くが利用する国、私鉄の駅前にはこの賑わいがある一方で汚れているのが目立つため、同クラブが「街の美化は街の玄関口から」と8月から始めているもので今回で4回目。この日クラブ員は、北越谷、大谷、せんげん台の各駅前を空かんと集まり、紙くずを拾ったり、清掃奉仕に汗を流しました。



### ↑ひな人形など即売会に人気 盛大に第7回商工物産展

越谷商工会主催の第7回商工物産展が11月19日、20日の2日間、市立第1、第2両体育館で盛大に開催されました。この物産展は、市内で生産加工される商工業製品を広く市内外に紹介するもので、今回は約70の事業所、11体が参加。会場には、各業者がコーナーごとに用意し、ひな人形、ダルマ、衣料、家庭用品など、かみ具類などの製品が展示販売されたほか、タピオカの銘酒やスイーツなど多彩な催しが行われ、連日家族連れや子どもたちでにぎわいました。



### 一本番さながらの訓練を披露

秋の夜長を過ごしながら、去る10月19日、イキキ力技防衛訓練が行われました。この訓練は、イキキ力防衛隊の訓練を披露するもので、出陣した防衛隊員は、訓練場をゴールと定め、激しい競争を行いました。この結果、イキキ力防衛隊が優勝しました。



### 公民館

公民館の活動やイベントに関する情報。公民館は、市民の生活を支える重要な施設です。公民館では、様々な講座やイベントを開催しています。公民館の活動は、市民の生活に大きく貢献しています。

公民館の活動に関する詳細情報。公民館では、様々な講座やイベントを開催しています。公民館の活動は、市民の生活に大きく貢献しています。

公民館の活動に関する詳細情報。公民館では、様々な講座やイベントを開催しています。公民館の活動は、市民の生活に大きく貢献しています。

### ウィンタースポーツを楽しむ スキー教室・市民スキー 会員を募集

付きます。会費多額を市教育委員会に納入し、スキー用具を貸与します。

☆スキー教室(市立千歳園) スキ場 志摩園スキー場 会費 1月6日(金)～8日(日) 2月3日(金)～5日(日) (月曜休) 午前9時～午後4時 申込先 市民スキー部 電話 049-271-1111

☆市民スキー(市立千歳園) スキ場 志摩園スキー場 会費 1月6日(金)～8日(日) 2月3日(金)～5日(日) (月曜休) 午前9時～午後4時 申込先 市民スキー部 電話 049-271-1111

## みんなのひろば

### 子どもコーナー

#### 日本一おめでとう

新方小 ながのまさきくん文部大臣賞

国土緑化推進委員会主催による昭和53年用国土緑化運動ポスター原画小学校の部で、新方小学校一年、ながのまさきくんの絵が、みごと文部大臣賞に決まりました。絵は、家のまわりに緑をいっぱい植えようということから、お父さんといっしょに庭に木を植えているようすを、クレヨンと絵の具で描いたものです。まさきくんは、来年5月、高知県で開かれる全国植樹祭において表彰されることになっています。

日本一の絵をかいたながのまさきくんとその作品

### 間食をやめ おおいに運動しよう

東越谷小で肥満児童健康教室

最近では、食べものが豊富にまわっていることなどから、太りすぎのお友だちが増えてきているようです。東越谷小学校では、11月25日、今年で7年目になる肥満児童健康教室を開きました。

1年生から6年生までの肥満傾向にあるお友だちやお母さんたち約80名が参加し、栄養のとれた体力づくりなどの指導を受けました。体力づくりでは、ボールを使って実技を行い、みんなお母さんといっしょの運動に、とても楽しそうでした。

### 子どもクイズ

【第67回問題】

下の文字の表をよく見て、同じ文字が二つあったら、二つとも黒くぬりつぶしてください。さいごに二つだけの文字がのこります。その五文字を上からじゅんぱんによむと?

ヨ	ノ	ヤ	オ	イ
サ	ト	カ	ウ	ル
エ	ア	イ	シ	カ
ダ	サ	エ	ヨ	ア
ル	ウ	ノ	ヤマ	

※応募方法※

一、かならず官製ハガキで解答してください。

二、住所、名まえ、学年、学校名をはっきり書いてください。

三、締め切りは12月15日消印のものまでとします。

四、送り先は、越谷市越谷4丁目2番1号、郵便番号334-3333 越谷市東内広域課子どもクイズ係まで。

五、正解者10名のみさんに賞品をおくりします。正解者多数の場合は抽せんです。

六、応募のきりかえは、市内の小中学校、中学校に通学しているみなさんです。

七、当選発表は1月15日号広報こしがやの子どもコーナーに掲載します。

### 地名のひろば

#### 越谷のれきし

大袋地区 (その四)

大袋地区の歴史や地名に関する情報。大袋地区は、古くから栄えた地域です。大袋地区の歴史は、大袋地区の発展を支えています。

大袋地区の歴史は、大袋地区の発展を支えています。大袋地区の歴史は、大袋地区の発展を支えています。

# 保育所(園)の入所受け付け【1月9日～21日 市福祉会館で】

保育所(園)名	所在地	入所予定児童数
蒲生保育所	蒲生寿町9-23	{ 3歳未満児 10人 3歳以上児 20人 }
大袋保育所	大字恩間151	{ 3歳未満児 10人 3歳以上児 25人 }
大相模保育所	大成町1-2158	3歳以上児 35人
乳児保育所	越ヶ谷4-1-14	3歳未満児 40人
桜井保育所	大字平方1349	3歳以上児 40人
増林保育所	大字東小林417-1	3歳以上児 20人
大沢第一保育所	大沢3-16-45	3歳以上児 50人
中央保育所	越ヶ谷3-2-28	3歳以上児 50人
深田保育所	大字下間久里318-1	3歳以上児 30人
七左保育所	七左町1-184	3歳以上児 40人
川柳保育所	川柳町1-582	3歳以上児 40人
荻島保育所	大字南荻島737	{ 1・2歳児 10人 3歳以上児 15人 }
赤山保育所	赤山町4-2-11	{ 3歳未満児 10人 3歳以上児 10人 }
蒲生南保育所	伊原1-1418	{ 3歳未満児 10人 3歳以上児 25人 }
新方保育所	大字北川崎729-1	{ 3歳未満児 10人 3歳以上児 10人 }
大袋北保育所	大字袋山475-3	{ 3歳未満児 15人 3歳以上児 15人 }
あおい保育園(私)	越ヶ谷2549	{ 2歳児 35人 3歳以上児 }
大沢保育園(私)	北越谷1-21-26	3歳以上児 45人
越ヶ谷保育園(私)	越ヶ谷本町3-7	{ 1・2歳児 15人 3歳以上児 }

※入所予定児童数は若干の変更がありますので、ご了承ください。  
 ※受付時間…午前9時～午後4時30分(土曜日午後4時30分まで受け付けます)  
 ※受付場所…市福祉会館内  
 ※なお、受付期間中に申請できなかった方についても随時受け付けを行います。昭和53年4月入所の審査の対象にはなりませんので、ご了承ください。

軽い障害を持つ  
お子さんの保育

越谷市では、昭和51年度から市立保育所に言語や情緒などに軽い障害を持つ、保育に欠けるお子さんの保育を実施しています。これは集団保育を通して心身の発達向上を目指すものです。昭和53年度は次の保育所で受け入れを予定しています。

一、蒲生南保育所(伊原1-1418)  
 二、大袋北保育所(南荻島737) 三、四歳児、五歳児各若干名  
 ※石原保育所のほか、実施保育所の開設を検討中。

なお、入所の決定に際しては、医師児童相談所職員、保母等が構成する入所指導委員会にて指導します。

入所申請の受け付けは、他の保育所と同様、保育課にて行います。

市保育課 電話64-2111内線二  
 九七・二九八・五四二

市では、来春4月から市内の保育所(園)へ入所する乳幼児の申し込みを一月九日(月)から二月二十一日(日)曜・祭日を除くまで次のとおり受け付けます。

入所申請書は保育所(園)及び保育課(福祉会館)にあります。なお

入所できる乳幼児は

①児童の母親が日中居外で労働することを常態としているため、その児童の保育ができます。かつ、同居の親族その他の者がその児童の保育に当たることができないと認められる場合。

②その児童の家庭に長期にわたる疾病または心身に障害のある者がおり、母親が居宅内または居外で常時その看護に従事しているためその児童の保育ができます。かつ、同居の親族その他の者がその児童の保育に当たることができないと認められる場合。

③その児童の家庭に長期にわたる疾病または心身に障害のある者がおり、母親が居宅内または居外で常時その看護に従事しているためその児童の保育ができます。かつ、同居の親族その他の者がその児童の保育に当たることができないと認められる場合。

④その児童の家庭に長期にわたる疾病または心身に障害のある者がおり、母親が居宅内または居外で常時その看護に従事しているためその児童の保育ができます。かつ、同居の親族その他の者がその児童の保育に当たることができないと認められる場合。

⑤その児童の家庭に長期にわたる疾病または心身に障害のある者がおり、母親が居宅内または居外で常時その看護に従事しているためその児童の保育ができます。かつ、同居の親族その他の者がその児童の保育に当たることができないと認められる場合。

⑥その児童の家庭に長期にわたる疾病または心身に障害のある者がおり、母親が居宅内または居外で常時その看護に従事しているためその児童の保育ができます。かつ、同居の親族その他の者がその児童の保育に当たることができないと認められる場合。

⑦その児童の家庭に長期にわたる疾病または心身に障害のある者がおり、母親が居宅内または居外で常時その看護に従事しているためその児童の保育ができます。かつ、同居の親族その他の者がその児童の保育に当たることができないと認められる場合。

⑧その児童の家庭に長期にわたる疾病または心身に障害のある者がおり、母親が居宅内または居外で常時その看護に従事しているためその児童の保育ができます。かつ、同居の親族その他の者がその児童の保育に当たることができないと認められる場合。

⑨その児童の家庭に長期にわたる疾病または心身に障害のある者がおり、母親が居宅内または居外で常時その看護に従事しているためその児童の保育ができます。かつ、同居の親族その他の者がその児童の保育に当たることができないと認められる場合。

⑩その児童の家庭に長期にわたる疾病または心身に障害のある者がおり、母親が居宅内または居外で常時その看護に従事しているためその児童の保育ができます。かつ、同居の親族その他の者がその児童の保育に当たることができないと認められる場合。



とができないと認められる場合。

①児童の母親が日中居宅内で児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としているため、その児童の保育ができます。かつ、同居の親族その他の者がその児童の保育に当たることができないと認められる場合。

②その児童の家庭に長期にわたる疾病または心身に障害のある者がおり、母親が居宅内または居外で常時その看護に従事しているためその児童の保育ができます。かつ、同居の親族その他の者がその児童の保育に当たることができないと認められる場合。

③その児童の家庭に長期にわたる疾病または心身に障害のある者がおり、母親が居宅内または居外で常時その看護に従事しているためその児童の保育ができます。かつ、同居の親族その他の者がその児童の保育に当たることができないと認められる場合。

④その児童の家庭に長期にわたる疾病または心身に障害のある者がおり、母親が居宅内または居外で常時その看護に従事しているためその児童の保育ができます。かつ、同居の親族その他の者がその児童の保育に当たることができないと認められる場合。

⑤その児童の家庭に長期にわたる疾病または心身に障害のある者がおり、母親が居宅内または居外で常時その看護に従事しているためその児童の保育ができます。かつ、同居の親族その他の者がその児童の保育に当たることができないと認められる場合。

⑥その児童の家庭に長期にわたる疾病または心身に障害のある者がおり、母親が居宅内または居外で常時その看護に従事しているためその児童の保育ができます。かつ、同居の親族その他の者がその児童の保育に当たることができないと認められる場合。

⑦その児童の家庭に長期にわたる疾病または心身に障害のある者がおり、母親が居宅内または居外で常時その看護に従事しているためその児童の保育ができます。かつ、同居の親族その他の者がその児童の保育に当たることができないと認められる場合。

⑧その児童の家庭に長期にわたる疾病または心身に障害のある者がおり、母親が居宅内または居外で常時その看護に従事しているためその児童の保育ができます。かつ、同居の親族その他の者がその児童の保育に当たることができないと認められる場合。

⑨その児童の家庭に長期にわたる疾病または心身に障害のある者がおり、母親が居宅内または居外で常時その看護に従事しているためその児童の保育ができます。かつ、同居の親族その他の者がその児童の保育に当たることができないと認められる場合。

⑩その児童の家庭に長期にわたる疾病または心身に障害のある者がおり、母親が居宅内または居外で常時その看護に従事しているためその児童の保育ができます。かつ、同居の親族その他の者がその児童の保育に当たることができないと認められる場合。

きかない場合。

①前記①～⑩のほか、それらの場合に照らして明らかにその児童の保育に欠けると市長が認めた事例につき、県知事が承認した場合。

※以上のような事情で申請されても保育所の定員に余裕がない場合は入所できませんので、あらかじめ承知ください。

申し込みに必要なもの

▼就労している全家族の昭和52年分の所得税額が確認できるもの(確定申告書)について51年分の所得税額が確認できるもの(○所得者等は源泉徴収票各一通ずつ)の写し、自営業等については確定申告書(写)

▼昭和52年1月1日以降に越谷市に転入された方は、転入前の52年度分市区町村民税額及び固定資産税額が確認できるものを必ず添付してください(課税証明書または納税通知書兼領収書)

▼母親及び祖父、祖母等が居宅外労働または内職に従事している場合は、その雇主の証明書(各一通ずつ、証明書は指定の用紙があります)。自営業については証明書は不要です。

▼両親及び祖父、祖母等が病気の場合は医師の診断書。

▼出産を理由で申し込み場合は妊娠証明書。

▼生活保護を受けている場合は証明書添付してください。

▼住宅ローンを返済中の方はその金額を証明する書類を持参してください(契約書等)。

▼申請乳幼児の母子手帳を持参してください。

▼申し込みは保護者の方が当該乳幼児を同伴してください。

▼3歳未満児については入所が決定した時点でツベルクリン反応を含む健康診断書(指定の用紙があります)を提出していただきます。

なお、添付書類不備の場合は受け付けませんので、ご了承ください。

## おしらせのページ

国民年金の保険料納付

国民年金の保険料は、4月、5月、6月、7月、8月、9月、10月、11月、12月の12回に分けて納付します。12月分は12月20日までに、1月、2月、3月分は2月末日までに納めることとなります。

もし、これらの期限までに納められず、事故があったり、ご主人が亡くなった場合には、国民年金を母や年金がかりでなく老齢年金でも受けることができます。

電話64-2111内線三五八・二五九

高額療養費の支払いが困難な方につなぎ資金を

越谷市社会福祉協議会では、国民健康保険の被保険者で、高額療養費に該当する医療費の支払いが困難な方に対して、つなぎ資金貸し出し制度を設けました。

この制度は、病気やけがで保険を使用し治療を受けた際、一つの病院へ支払う一か月の一部負担金が三万九千円を超える額(高額療養費)の支払いが困難な方に対し、その必要な資金を貸し付け、生活の安定と福祉を推進しようとするものです。

▲貸付対象

越谷市在住の国民健康保険被保険者・療養費が高額療養費に該当する場合

二、国民年金の保険料納付が滞り、国民年金の老齢年金を受けるために、通常25年以上保険料を納めることが原則になっています。受給権を失わないよう、納期限までに必ず納めましょう。

また保険料を納められない人びとのために、保険料を免除する制度もあります。市役所保険年金課へご相談ください。

電話64-2111内線三五八・二五九

図書館だより

第137回 経営に関する読書会

とき 12月17日(土) 午後6時  
 ところ 越谷市立図書館資料室  
 とく 題 ポートフォリオ・マネジメント  
 テキスト 「再成長への挑戦」ポートフォリオ戦略……アベクレン編著

第248回 市民読書会

とき 12月18日(日) 午後2時  
 ところ 市福祉会館第3階  
 テキスト 「世間胸算用」…井原西鶴著  
 ※テキストは図書館にあります。

◇図書寄贈◇

このほど市内の山口芳文氏から「選伝学辞典」、「雪国の民俗」など計50冊(5万円相当)の図書が寄贈されました。

移動図書館「しらこぼと号」の日程

巡回日	午後1:30~2:30	午後3:00~4:00
12月6日(火)	平方・立野	大袋公民館
7日(水)	平方・中央	大林・新生集会所
8日(木)	大里三栄団地	弥栄第二公園
9日(金)	袋山つつみ団地	(1:30~2:10)
	恩間チサン団地	(2:30~3:10)
	大竹第二チサン公園	(3:30~4:10)
13日(火)	蒲生東町集会所	大成町みどり団地
14日(水)	宮本町5丁目	北越谷記念会館
15日(木)	大間野3丁目	(1:30~2:10)
	大間野4丁目	(2:30~3:10)
	蒲生本町	(3:30~4:10)
16日(金)	大林	鷺越自治会

ただいま(12月31日まで) 歳末特別貯蓄運動月間です

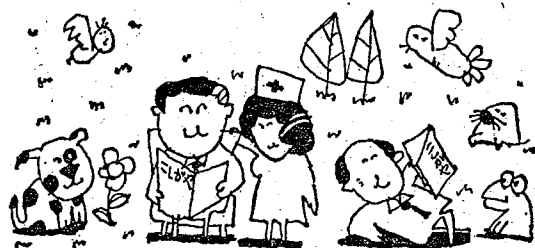
みなさん、毎日のお勤めご苦労さまです。暮れもしいにおしせまるきよこの頃ですが、一年をふり返り貯蓄についてもう一度見直してみませんか。みんなで呼びかけましょう。

・伸びる子供に貯蓄のしつけ  
 ・たゆまぬ貯蓄でゆるがぬ家計  
 ・無理なく無駄なく計画貯蓄

主唱 埼玉県貯蓄推進委員会

内線図書館室一五五八・事務室一五四九

# 重度障害の方に福祉手当制度があります



在籍の重度障害者に「福祉手当」が支給されています。  
この手当は、「両眼の視力の和が0.01以下」、「両上肢を併用して」

肢の機能に著しい障害があること、精神または身体に重度の障害があり、日常生活において常に他人の介護が必要な方に支給されるものです(但し、障害福祉年金、特別児童扶養手当以外の医療を支給事由とする公的年金などを受ける場合は療養施設に入所している場合は支給されません)。  
手当の額は月額5,000円で、毎年4月、8月、12月の3回に分けて支給されますが、下表に示す所得よりも上回る場合は、手当の支給が停止されます。

福祉手当支給所得限度額

扶養人数	本 人	配偶者・扶養義務者
0人	80万0000円	573万3000円
1人	100万0000円	598万2000円
2人	126万0000円	619万5000円
3人	152万0000円	640万8000円
4人	178万0000円	662万1000円
5人	204万0000円	683万4000円

(老人扶養親族1人につき60,000円加算)

## 身体障害者巡回更生相談を開催

専門の医師がみなさんの相談にお応えします。相談を希望される方はお気軽にお問い合わせください。  
とき 12月13日(日) 午前10時～午後2時  
ところ 市福祉会館  
科目 眼科  
医師 伊藤正太郎先生  
費用 無料  
主 権 埼玉県  
※相談ご希望の方は、必ず前もって市福祉事務所福祉係までご連絡ください。電話64-2111内線303

## 歳末たすけあい運動に

### ご協力ください

越谷市、越谷市社会福祉協議会、越谷市連合婦人会では、今年も年の瀬をむかえるに当たり、12月1日から1か月間歳末たすけあい運動を展開し、障害者及び社会福祉施設利用者等の恵まれない方々に「明るいお正月」をむかえていただくために、婦人会や自治会の方がみなさんのご家庭にお伺いしますので、ご協力をお願いします。

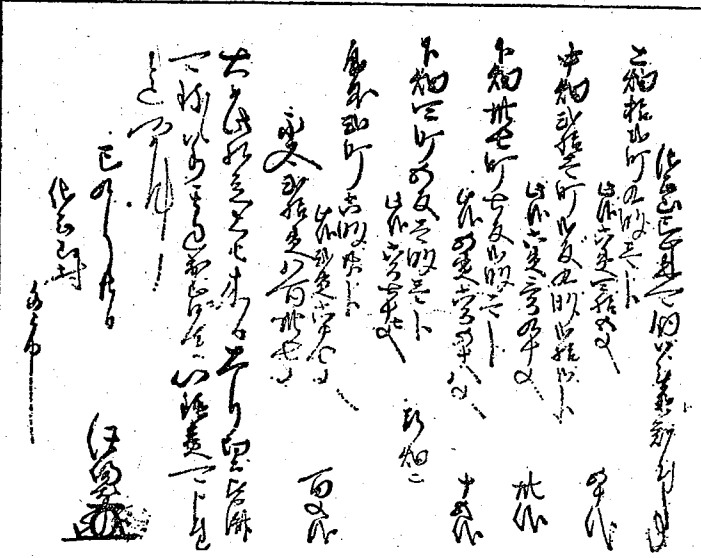


## 西方村の年貢増徴

江戸時代幕府や領主の経済基礎は、農民から徴収する米を中心とした年貢で賄われた。現在国家や地方自治体の経済を支える税金の納税通知書は、各家ごとの個人宛に配達されるが、江戸時代は「年貢納付書」と称される書状を村単位で一括して通達された。つまり個人の都合は考慮におかず、村の責任で年貢を納めさせる仕組みとな

っていたのである。  
村々ではこの年貢の割付状を受け取る時、名主が中心となり、土地の持高(坪)に応じて個々の村人に年貢を割り付けてこれを徴収した。この先年貢高の査定は検見(けんみ)と称し、例年代官が廻りしては坪刈と称し、数か所から一坪(三・三平方メートル)当りの収穫量を調べてその年々の年貢高を定めた。  
ところが幕府の行政改革により、幕府は幕府経済の困窮打開の方法として、検見の縮減により、定めた年貢高は一定の年貢高を徴収する定免法を広く採用した。越谷地区でこれが実施されたのは享保九年(一七二四年)からである。この年西方村(現相模町)では正徳四年から享保八年にわたる二〇か年の年貢高を平均し、これに二五%の増徴が付けられ、年々として米二九七石(七四〇・五俵)の定免年貢が課せられた。また年々増徴の享保十二年には約一〇%の増徴が付けられ、五年の定免となつたが、享保二十三年(一七三八年)の定免初書にも一〇%の増が付けられ、三八八石の年貢高に上昇した。  
やがて寛保三年(一七四三年)、越谷地域幕府領村々の支配は、関東郡代

伊奈氏から代官の分割支配に移され、西方村は代官幕府領村々の支配するところとなったが、この年は定免が許されず、代官の見取検見が実施され、一畝に四石余の年貢高が課せられた。翌享保元年には、減免を願う西方村の要求で、また見取検見が行われたが、その結果は四七四石余、同一年には四七八石余、同二年には五二二石余と急上昇するばかりであった。この五二二石余の年貢高は、享保九年西方村定免後の二九七石からみると、わずか二五か年間に七三%の増徴、寛保三年三八八石の検見取年貢からみると五年間で三三%の増徴になったことになる。この西方村は享保元年(一七四八年)ついに検見を取り上げ、一四石余の年貢高で五か年間の定免を受けることになった。  
享保改革における年貢取替が、いかに激しいものであったか、一端を知ることが出来る。しかしこの頃は金肥の導入などで、農地の生産力は上昇しており、かつ野菜、根菜などの商品作物の栽培、或いは商工業の隆盛が一般化し、農民の多くは高領年貢負担にもたえうる力が蓄積されていたとみられ、年貢の増徴に対しては多少の抵抗はあったものの、農民騒動まで



写真は、江戸時代初期の袋山村の年貢割付状

# お知らせのページ

## 今日も起きている！ 恐い交通事故

### 年末の交通事故防止運動 (12月1日から31日まで)

全国で毎日1,704人が死傷し、かけがえない命が交通事故の犠牲になっています。ちょっとした不注意と交通ルールを守らないことが、とりかえしのつかない事故につながります。交通事故の防止には、お互いに交通ルールを守る日頃の心がけと習慣づけが大切です。これから年末にかけて気持もせわしくなり、飲酒の機会も多くなります。みんなが正しい交通ルールを身につけ、交通事故を遠ざけましょう。

- 3つの重点目標**
- 「ゆっくり走ろう」運動の推進
  - 飲酒運転の追放
  - 歩行者、自転車利用者の交通事故防止
- 歩行者は……**
- 横断禁止場所の横断はやめましょう
  - 車の直前直後の横断はやめましょう
  - 横断歩道以外の横断はやめましょう
- 自転車利用者は……**
- 2人乗りはやめましょう
  - 無灯火運転はやめましょう
  - 左側通行を守りましょう
- 市内の事故発生状況 (11月23日現在)
- |      |     |      |
|------|-----|------|
| 事故件数 | 死者  | 負傷者  |
| 580件 | 13人 | 728人 |

市では人権週間にもなみ左記のとおり、同問題講演会並びに「特別入権相談」を開催します。  
生まれながらにして自由・平等かつ尊厳と権利を有する私たちは、人権が何ものにもかえがたい大切な権利であることを互いに認識し、明るく住みよい家庭と近隣関係を築いていきたいと思います。  
詳しくは、市企画課統計係までお問い合わせください。電話64-2111内線三五五

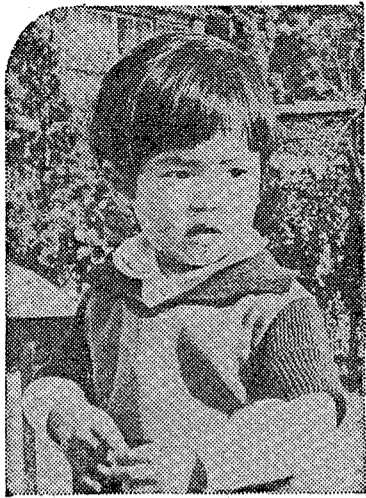
料理店等のお勘定には「公給領収証」を受け取りましょう  
料理店、バー、キャバレー並みに飲食店等で飲食したり、旅館やホテル等に宿泊した場合は、料金精算の際必ず「公給領収証」を受け取るようにしましょう。なお、料理飲食等消費税は泊四〇〇〇円まで免税  
飲食店の飲食料金は一人につき三〇〇円まで免税となっています。  
埼玉県越谷県税事務所

同問題講演会及び特別入権相談を開催  
12月4日・10日は人権週間  
この報告書は、51年5月に実施された商業統計調査の結果を収録したもので、越谷市の商業構造の実態などを他市とも比較しながら表やグラフでその概要を表わし、併せて昭和35年以降今日までの結果統計表をのぞき、時間的な動向も把握できるように編集されています。  
詳しくは、市企画課統計係までお問い合わせください。電話64-2111内線三五五

越谷市の商業  
統計調査が完了しました  
入権についていつでもご相談を、人権が侵害されたり、相続、家庭の問題、借地、借家等の問題でお悩みの方は、いつでもお近くの入権相談委員(人権・法律)相談所または浦和地方法務局越谷支局へご相談ください。相談は無料です。  
越谷支局(電話66-11321)

## 郵便局からのお知らせ

簡易保険の特別一時金のお支払い  
郵政省簡易保険事業では、昭和24年5月以前に加入された簡易保険の受け付けに当たりみなさまのお申し出によりその契約を終了させて、契約の保険金と配当金さらに特別の付加金を加算してお支払いする取扱いをしています。もう一度お手元の保険証書をお確かめの上、まだお申し出をされていない方は、なるべくお早めに郵便局までおこしください。  
取扱期間  
▶昭和16年3月31日以前に加入の契約は、昭和51年1月1日～昭和53年12月31日まで  
▶昭和16年4月1日以降に加入の契約は、昭和51年7月1日～昭和54年6月30日まで  
詳しくは、最寄りの郵便局保険窓口でおたずねください。



# 健康メモ

シリーズ11

## 水痘(みずぼうそう)

### 【症状】

だるい、食欲がない、あるいは元気がないなどの症状にひきつづき、全身に直径が3~5mm位の小さな発疹が出ます。

発疹は、紅斑(赤い斑点)→丘疹(斑点がりも上がる)→痂皮(かさぶた)→脱落(かさぶたがとれる)の順に変化してなおります。痂皮の脱落までには1~2週間かかります。発熱は、発疹が出るのと前後して37~38°C台になりますが、熱の出ない人も多く、熱が5日位続く人までいろいろあります。

### 【注意事項】

熱のあるときは、水分を充分に与え解熱剤を使うか、頭を冷やしても良いでしょう。発疹はかゆいものですから引っかいて細菌が入ることがありますので、手をきれいにしておきましょう。また、はやくかさぶたが出き、細菌が入らないような薬を発疹部に塗る必要があります。かさぶたは無理にはがすと跡が長く残りますので、自然にとれるようにしましょう。

### 【合併症】

発疹から細菌が入ることによって、種々の化膿性の病気をおこすことがあります。まれですが、頭痛、嘔吐、け

いれんなどの症状で、髄膜炎の合併もみられます。

### 【感染期間】

かさぶたが半分位とれば、他人に感染しないであろうと考えられていますが、はっきりわかっていません。学校伝染病法では、かさぶたが全部とれるまで登校が禁止されています。学校へ行って良いかは、医師の許可を得てください。

### 【潜伏期】

感染してから病気の発症までの期間は、2週間位のことが多いのですが、3~4週間くらいのこともあります。

### 【予防】

予防注射がありません。ガンマグロブリンの注射も一つの方法ですが、効果は少ない様です。

◎この病気の原因は水痘ウィルスによつておきます。終生免疫といい、一度かかると二度はかかりません。しかし免疫が充分でないときは、水痘ウィルスに再び感染しますが、この時は帯状疱疹という病気になります。

—越谷市立病院小児科—

※おかあさんの健康メモは、きりとってスクラップしておくとう便利です。



# おかあさんのページ

## 年末・年始のごみ収集とし尿くみ取り

### ＝燃えるごみの収集＝

収集日	収集地区	
12月26日(月)	月・木曜の収集地区	A・B
27日(火)	火・金・水・土曜の収集地区	C・D・E
28日(水)	月・木曜の収集地区	A・B
29日(木)	火・金・水・土曜の収集地区	C・D・E

### ＝燃えないごみの収集＝

収集日	収集地区	
12月22日(木)	木曜の収集地区	C
23日(金)	金曜の収集地区	A
26日(月)	月曜の収集地区	E
27日(火)	火曜の収集地区	B
28日(水)	水曜の収集地区	D

### ＝年始は1月5日(木)から＝

市清掃課では、年末のごみ収集とし尿のくみ取りを次のように行います。なお年始の収集は、1月5日(木)から平常通り行いますので、収集日に合わせて出してください。

年末・年始は、どこの家庭でもたくさんのごみが出ますので、自宅で処理できるものは、できるだけ処理を心がけてください。

### ＝燃えるごみの収集＝

燃えるごみは、12月24日(土)までは平常収集を行います。

12月26日(月)から29日(木)は左記の収集区域の通り、旧4号国道及び東武線を区分線(…)として、市内を東側・西側の2地区に分けて上記日程の通り収集を行います。

### ＝燃えないごみの収集＝

燃えないごみは、12月28日(水)まで平常収集を行います。各地区ごとの年末最後の収集日は上記のとおりです。年始は5日(木)から平常収集します。

※収集日以外のごみを集荷所に出さないでください。

※毎週水・土曜日に焼却場へ直接搬入している方は、年末は24日(土)までに、年始は1月18日(水)から行います。

○燃えるごみと燃えないごみについての問合せは、清掃課業務係(電話64-2111内線292・390)へ。

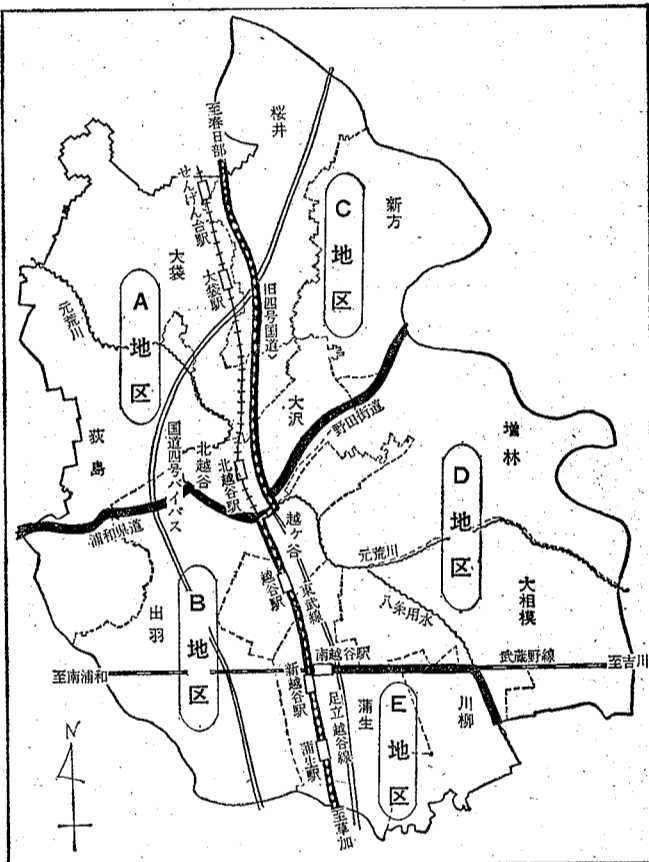
### ＝し尿のくみ取り＝

し尿くみ取りの連絡は、12月28日(水)までに必ずお願いします。し尿くみ取りは12月29日(木)まで行います。

なお、12月30日(金)から53年1月4日(水)まで休みとなり、5日(木)から平常業務となります。

○し尿くみ取りについては、清掃課管理係(電話64-2111内線270・247・248)へ。

### ◇◇ごみ収集区分案内図◇◇



## 万に備えて愛の献血を……

私たちは、交通事故や病気などでいづ血液が必要になるかわかりません。健康なときに進んで献血しておきましょう。16歳以上65歳未満の健康な方であればだれでもできます。

12月6日(火) 大沢公民館 午前10時~12時 午後1時~3時

12月13日(火) 川柳公民館 午前10時~11時30分

12月13日(火) 増林公民館 午後1時~3時

詳しくは午前中に市衛生課予防衛生係へお問合せください。電話64-2111 内線254~256

## あかあさんのページ

## あなたの石油ストーブは安全ですか…

▲消火装置の働き

中震(震度4)から強震(震度5)の初期にかけては、消火装置は作動せず、強震の時は10秒以内で確実に消火できます。

▲必ずセットをする

対震自動消火装置が付いていても、使用時にセットしておかなければ作動しません。必ずセットしてから使用しましょう。

▲ストーブの買い換えは必ず設置業者のものを

私たちの尊い生命や家財を、恐ろしく

来年から消火装置の付いていないものは使用できません

あなたの家庭にある石油ストーブには対震自動消火装置がついていますか。

この対震自動消火装置とは、地震でストーブが倒れた時、あるいは間違つて倒した時、また、物が落ちて衝撃を受けた時など、自動的に消火して火災を防ぐ装置です。

装置の付いていない移動式の石油ストーブの使用は、大地震が起こったとき、同時に大きな火災をひきおこす要因ともなります。これらのことから、昭和五十二年一月一日からは法令によって使用できなくなりました。

**灯油の貯蔵は安全に**

石油ストーブは皆さんの家庭で使われていますが、あなたのお宅では、石油ストーブ用の灯油は安全に保管されているでしょうか。

火を使うところも転倒のおそれのある場所においてはいたないでください。地震などの災害の起きたときには大変危険です。灯油の貯蔵は安全にしておきましょう。

詳しいことは、消防本部(電話74-0101)へお問合せください。

越谷市消防本部予防課 (電話74-0101)

蒲生分署 (電話66-4415)

谷中分署 (電話64-11999)

間久里分署 (電話76-8711)

○ストーブの上や近くに洗たく物を干さない。

○火をつけたままのもち運びや給油はさけよう。

○もえやすいものそばや物が落ちるところでは使わない。

## 新鮮な野菜はいかがですか…

市内産直! 野菜の「朝市」

○12月3日、12月17日 市福祉会館東側道路上 (毎月第1、3土曜日、雨天の場合は翌日の日曜日)

○12月10日 登戸町児童公園 (毎月第2土曜日、雨天の場合は中止)

時間は午前6時から8時頃までです。詳しくは農務課農務係へ(電話64-2111内線544)

## 家計簿のつけ方を学びましょう!

受講生に家計簿を差し上げます。

市では次のとおり、家計簿の記載方法や体験発表をテーマに、2回にわたり講習会を開催します。お気軽に参加ください。

1回目 12月9日(金)

2回目 12月14日(水)

場所 福祉会館3階第1会議室

時間 午前10時から

テーマ 家計簿記載について

講師 消費コンサルタント 上中陽子先生

貯蓄増進中央委員会発行家計簿 →

